

町田市文化財保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市文化財保護条例の一部を改正する条例

町田市文化財保護条例（昭和５２年４月町田市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第６章 町田市文化財保護審議会（第３７条―第４６条）

第７章 雑則（第４７条―第４９条） を

第８章 罰則（第５０条―第５３条） 」

「第６章 市登録文化財（第３７条―第４７条）

第７章 町田市文化財保護審議会（第４８条―第５７条） に改める。

第８章 雑則（第５８条―第６０条）

第９章 罰則（第６１条―第６４条） 」

第１６条第４項中「対し、」の次に「予算の範囲内で」を加える。

第２６条第４項中「次条において」を削る。

第５３条を第６４条とし、第５０条から第５２条までを１１条ずつ繰り下げる。

第８章を第９章とする。

第４９条を第６０条とし、第４８条を第５９条とする。

第４７条に次の１項を加える。

２ 前項の規定は、市登録有形文化財等について準用する。

第４７条を第５８条とする。

第７章を第８章とする。

第４６条を第５７条とし、第４０条から第４５条までを１１条ずつ繰り下げる。

第３９条中第６号を第８号とし、第５号の次に次の２号を加える。

（６）市登録文化財の登録及びその登録の抹消

（７）市登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

第３９条を第５０条とする。

第３８条を第４９条とし、第３７条を第４８条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 市登録文化財

(登録)

第37条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法、都条例又はこの条例の規定による指定を受けた文化財を除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要と認めるものを、次に掲げる町田市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として町田市文化財登録台帳に登録することができる。

(1) 町田市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という。）

(2) 町田市登録無形文化財（以下「市登録無形文化財」という。）

(3) 町田市登録有形民俗文化財（以下「市登録有形民俗文化財」という。）

(4) 町田市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形民俗文化財」という。）

(5) 町田市登録史跡、町田市登録旧跡、町田市登録名勝又は町田市登録天然記念物（以下これらを「市登録史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。）

2 市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財又は市登録史跡旧跡名勝天然記念物（以下「市登録有形文化財等」という。）の登録をするには、教育委員会は、あらかじめ登録しようとする有形文化財、有形民俗文化財又は史跡、旧跡、名勝若しくは天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、市登録無形文化財の登録をするに当たっては、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 第1項の規定による登録は、その旨を告示するとともに、所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

5 市登録有形文化財等の登録は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生じる。

6 市登録有形文化財等を登録したときは、教育委員会は、当該市登録有形文化財等

の所有者に登録書を交付しなければならない。

- 7 教育委員会は、市登録無形民俗文化財の登録をした場合に、当該市登録無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又はその団体の代表者に登録の通知をするものとする。
- 8 教育委員会は、第1項の規定による登録をした後においても、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 9 前項の規定による追加認定には、第4項の規定を準用する。

(抹消)

第38条 市登録文化財が市登録文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その登録を抹消することができる。

- 2 市登録文化財が法、都条例又はこの条例の規定による指定を受けたときは、当該市登録文化財の登録は、抹消されたものとする。
- 3 教育委員会は、市登録有形文化財等の所有者及び権原に基づく占有者から当該市登録有形文化財等の登録の抹消の申出があったときは、その登録を抹消しなければならない。
- 4 市登録無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 5 第1項及び第3項の規定による登録の抹消には、前条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 6 第2項の規定による登録の抹消及び第4項の規定による認定の解除には、前条第4項の規定を準用する。
- 7 前2項で準用する前条第4項の規定による市登録有形文化財等の登録の抹消の通知を受けたときは、所有者は、速やかに当該市登録有形文化財等の登録書を教育委

員会に返付しなければならない。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第 39 条 市登録有形文化財等の所有者は、この条例並びに教育委員会規則及びこの条例に基づいてする教育委員会の指示に従い、市登録有形文化財等を管理しなければならない。

2 市登録有形文化財等の所有者は、特別な事由があるときは、専ら自己に代わり当該市登録有形文化財等の管理の責に任ずべき者（以下「市登録有形文化財等管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により市登録有形文化財等管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。市登録有形文化財等管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 市登録有形文化財等管理責任者には、第 1 項の規定を準用する。

（現状変更等の届出）

第 40 条 市登録有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（市登録有形文化財及び市登録有形民俗文化財の公開）

第 41 条 教育委員会は、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所有者に対し、6 箇月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため当該市登録有形文化財又は当該市登録有形民俗文化財を出品することを求めることができる。

2 教育委員会は、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所有者に対し、3 箇月以内の期間を限って、当該市登録有形文化財又は当該市登録有形民俗文化財の公開を求めることができる。

3 第 1 項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とする

ことができる。

4 市は、第1項の規定により出品した所有者に対し、予算の範囲内で謝礼金を支給することができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市登録有形文化財又は当該市登録有形民俗文化財の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市登録有形文化財又は当該市登録有形民俗文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第42条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第46条第4号の規定による届出があった場合には、前条第6項の規定を準用する。

（市登録無形文化財の公開）

第43条 教育委員会は、市登録無形文化財の保持者又は保持団体に対し市登録無形文化財の公開を、市登録無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を求めることができる。

2 前項の規定による市登録無形文化財の公開には、第41条第3項及び第6項の規定を準用する。

3 市は、第1項の規定による市登録無形文化財の記録の公開に要する費用の一部を予算の範囲内で負担することができる。

（市登録無形民俗文化財の記録の公開）

第44条 教育委員会は、市登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の

公開を求めることができる。

2 前項の規定による公開には、前条第3項の規定を準用する。

(保存に関する助言等)

第45条 教育委員会は、市登録文化財の保存及び活用について必要があると認めるときは、市登録文化財の所有者若しくは市登録有形文化財等管理責任者、保持者若しくは保持団体又は保存に当たることを適当と認める者に対し、助言又は指導をすることができる。

2 教育委員会は、市登録無形文化財又は市登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら記録の作成、伝承者の養成その他の措置を講ずることができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、市登録有形文化財等の所有者又は市登録有形文化財等管理責任者に対し、当該市登録有形文化財等の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者の変更等の届出)

第46条 市登録有形文化財等の所有者又は市登録有形文化財等管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 所有者を変更したとき。

(2) 所有者又は市登録有形文化財等管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(3) 市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(4) 市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

(5) 市登録史跡旧跡名勝天然記念物の登録地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める事由が生じたとき。

(保持者の氏名変更等の届出)

第47条 市登録無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。市登録無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

町田市文化財保護条例新旧対照表

改正後	改正前
目次 第1章～第5章 略 <u>第6章 市登録文化財（第37条—第47条）</u> <u>第7章 町田市文化財保護審議会（第48条—第57条）</u> <u>第8章 雑則（第58条—第60条）</u> <u>第9章 罰則（第61条—第64条）</u> 附則 （公開） 第16条 略 2・3 略 4 市は、第1項の規定により出品した所有者に対し、<u>予算の範囲内で謝礼金を支給することができる。</u> 5～7 略 （指定） 第26条 略 2・3 略 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財を指定した場合に、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体（代表者の定めのあるものに限る。以下同じ。）があるときは、その者又はその団体の代表者に指定の通知をするものとする。 <u>第6章 市登録文化財</u> <u>（登録）</u> <u>第37条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法、都条例又はこの条例の規定による指定を受けた文化財を除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要と認めるものを、次に掲げる町田市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として町田市文化財登録台帳に登録することができる。</u> <u>（1） 町田市登録有形文化財（以下「市登</u>	目次 第1章～第5章 略 <u>第6章 町田市文化財保護審議会（第37条—第46条）</u> <u>第7章 雑則（第47条—第49条）</u> <u>第8章 罰則（第50条—第53条）</u> 附則 （公開） 第16条 略 2・3 略 4 市は、第1項の規定により出品した所有者に対し、謝礼金を支給することができる。 5～7 略 （指定） 第26条 略 2・3 略 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財を指定した場合に、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体（代表者の定めのあるものに限る。<u>以下次条において同じ。</u>）があるときは、その者又はその団体の代表者に指定の通知をするものとする。

町田市文化財保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>録有形文化財」という。)</u> <u>(2) 町田市登録無形文化財(以下「市登録無形文化財」という。)</u> <u>(3) 町田市登録有形民俗文化財(以下「市登録有形民俗文化財」という。)</u> <u>(4) 町田市登録無形民俗文化財(以下「市登録無形民俗文化財」という。)</u> <u>(5) 町田市登録史跡、町田市登録旧跡、町田市登録名勝又は町田市登録天然記念物(以下これらを「市登録史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。)</u> <u>2 市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財又は市登録史跡旧跡名勝天然記念物(以下「市登録有形文化財等」という。)の登録をするには、教育委員会は、あらかじめ登録しようとする有形文化財、有形民俗文化財又は史跡、旧跡、名勝若しくは天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。</u> <u>3 教育委員会は、市登録無形文化財の登録をするに当たっては、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。</u> <u>4 第1項の規定による登録は、その旨を告示するとともに、所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。</u> <u>5 市登録有形文化財等の登録は、前項の規定による告示があった日からその効力を生じる。</u>	

町田市文化財保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>6 市登録有形文化財等を登録したときは、教育委員会は、当該市登録有形文化財等の所有者に登録書を交付しなければならない。</u> <u>7 教育委員会は、市登録無形民俗文化財の登録をした場合に、当該市登録無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又はその団体の代表者に登録の通知をするものとする。</u> <u>8 教育委員会は、第1項の規定による登録をした後においても、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</u> <u>9 前項の規定による追加認定には、第4項の規定を準用する。</u> <u>(抹消)</u> <u>第38条 市登録文化財が市登録文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その登録を抹消することができる。</u> <u>2 市登録文化財が法、都条例又はこの条例の規定による指定を受けたときは、当該市登録文化財の登録は、抹消されたものとする。</u> <u>3 教育委員会は、市登録有形文化財等の所有者及び権原に基づく占有者から当該市登録有形文化財等の登録の抹消の申出があったときは、その登録を抹消しなければならない。</u> <u>4 市登録無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動</u>	

町田市文化財保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。</u> <u>5 第1項及び第3項の規定による登録の抹消には、前条第4項及び第5項の規定を準用する。</u> <u>6 第2項の規定による登録の抹消及び第4項の規定による認定の解除には、前条第4項の規定を準用する。</u> <u>7 前2項で準用する前条第4項の規定による市登録有形文化財等の登録の抹消の通知を受けたときは、所有者は、速やかに当該市登録有形文化財等の登録書を教育委員会に返付しなければならない。</u> <u>(所有者の管理義務及び管理責任者)</u> <u>第39条 市登録有形文化財等の所有者は、この条例並びに教育委員会規則及びこの条例に基づいてする教育委員会の指示に従い、市登録有形文化財等を管理しなければならない。</u> <u>2 市登録有形文化財等の所有者は、特別な事由があるときは、専ら自己に代わり当該市登録有形文化財等の管理の責に任すべき者(以下「市登録有形文化財等管理責任者」という。)を選任することができる。</u> <u>3 前項の規定により市登録有形文化財等管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。市登録有形文化財等管理責任者を解任した場合も同様とする。</u> <u>4 市登録有形文化財等管理責任者には、第1項の規定を準用する。</u> <u>(現状変更等の届出)</u>	

町田市文化財保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>第40条 市登録有形文化財等に関しその現</u> <u>状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行</u> <u>為をしようとするときは、教育委員会規則で</u> <u>定めるところにより、あらかじめその旨を教</u> <u>育委員会に届け出なければならない。ただ</u> <u>し、教育委員会規則で定める場合は、この限</u> <u>りでない。</u> <u>(市登録有形文化財及び市登録有形民俗文</u> <u>化財の公開)</u> <u>第41条 教育委員会は、市登録有形文化財又</u> <u>は市登録有形民俗文化財の所有者に対し、6</u> <u>箇月以内の期間を限って教育委員会の行う</u> <u>公開の用に供するため当該市登録有形文化</u> <u>財又は当該市登録有形民俗文化財を出品す</u> <u>ることを求めることができる。</u> <u>2 教育委員会は、市登録有形文化財又は市登</u> <u>録有形民俗文化財の所有者に対し、3箇月以</u> <u>内の期間を限って、当該市登録有形文化財又</u> <u>は当該市登録有形民俗文化財の公開を求め</u> <u>ることができる。</u> <u>3 第1項の規定による出品のために要する</u> <u>費用は、市の負担とし、前項の規定による公</u> <u>開のために要する費用は、予算の範囲内でそ</u> <u>の全部又は一部を市の負担とすることがで</u> <u>きる。</u> <u>4 市は、第1項の規定により出品した所有者</u> <u>に対し、予算の範囲内で謝礼金を支給するこ</u> <u>とができる。</u> <u>5 教育委員会は、第1項の規定により市登録</u> <u>有形文化財又は市登録有形民俗文化財が出</u> <u>品されたときは、その職員のうちから当該市</u> <u>登録有形文化財又は当該市登録有形民俗文</u> <u>化財の管理の責に任ずべき者を定めなけれ</u> <u>ばならない。</u> <u>6 教育委員会は、第2項の規定による公開及</u> <u>び当該公開に係る市登録有形文化財又は市</u>	

町田市文化財保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>登録有形民俗文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。</u> <u>7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市登録有形文化財又は当該市登録有形民俗文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。</u> <u>第42条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第46条第4号の規定による届出があった場合には、前条第6項の規定を準用する。</u> <u>(市登録無形文化財の公開)</u> <u>第43条 教育委員会は、市登録無形文化財の保持者又は保持団体に対し市登録無形文化財の公開を、市登録無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を求めることができる。</u> <u>2 前項の規定による市登録無形文化財の公開には、第41条第3項及び第6項の規定を準用する。</u> <u>3 市は、第1項の規定による市登録無形文化財の記録の公開に要する費用の一部を予算の範囲内で負担することができる。</u> <u>(市登録無形民俗文化財の記録の公開)</u> <u>第44条 教育委員会は、市登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を求めることができる。</u> <u>2 前項の規定による公開には、前条第3項の規定を準用する。</u> <u>(保存に関する助言等)</u> <u>第45条 教育委員会は、市登録文化財の保存</u>	

町田市文化財保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>及び活用について必要があると認めるときは、市登録文化財の所有者若しくは市登録有形文化財等管理責任者、保持者若しくは保持団体又は保存に当たることを適当と認める者に対し、助言又は指導をすることができる。</u> <u>2 教育委員会は、市登録無形文化財又は市登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら記録の作成、伝承者の養成その他の措置を講ずることができる。</u> <u>3 教育委員会は、必要があると認めるときは、市登録有形文化財等の所有者又は市登録有形文化財等管理責任者に対し、当該市登録有形文化財等の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。</u> <u>(所有者の変更等の届出)</u> <u>第46条 市登録有形文化財等の所有者又は市登録有形文化財等管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 所有者を変更したとき。</u> <u>(2) 所有者又は市登録有形文化財等管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</u> <u>(3) 市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。</u> <u>(4) 市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。</u> <u>(5) 市登録史跡旧跡名勝天然記念物の登録地域内の土地について、その土地の所</u>	

町田市文化財保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>在、地番、地目又は地積に異動があったとき。</u> <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める事由が生じたとき。</u> <u>(保持者の氏名変更等の届出)</u> <u>第47条 市登録無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。市登録無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。</u> <u>第7章 略</u> <u>(設置)</u> <u>第48条 略</u> <u>(所掌事務)</u> <u>第49条 略</u> <u>(審議会への諮問)</u> <u>第50条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。</u> <u>(1) ～ (5) 略</u> <u>(6) 市登録文化財の登録及びその登録の抹消</u> <u>(7) 市登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除</u> <u>(8) 略</u> <u>(組織)</u> <u>第51条 略</u> <u>(委員の選任)</u> <u>第52条 略</u>	<u>第6章 略</u> <u>(設置)</u> <u>第37条 略</u> <u>(所掌事務)</u> <u>第38条 略</u> <u>(審議会への諮問)</u> <u>第39条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。</u> <u>(1) ～ (5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(組織)</u> <u>第40条 略</u> <u>(委員の選任)</u> <u>第41条 略</u>

町田市文化財保護条例新旧対照表

改正後	改正前
(委員の任期) <u>第53条</u> 略 (会長及び副会長) <u>第54条</u> 略 (招集) <u>第55条</u> 略 (議事) <u>第56条</u> 略 (部会) <u>第57条</u> 略 <u>第8章</u> 略 (標識等の設置) <u>第58条</u> 略 <u>2 前項の規定は、市登録有形文化財等について準用する。</u> (記録の作成等) <u>第59条</u> 略 (施行規則) <u>第60条</u> 略 <u>第9章</u> 略 (刑罰) <u>第61条</u> 略 <u>第62条</u> 略 <u>第63条</u> 略 <u>第64条</u> 略	(委員の任期) <u>第42条</u> 略 (会長及び副会長) <u>第43条</u> 略 (招集) <u>第44条</u> 略 (議事) <u>第45条</u> 略 (部会) <u>第46条</u> 略 <u>第7章</u> 略 (標識等の設置) <u>第47条</u> 略 (記録の作成等) <u>第48条</u> 略 (施行規則) <u>第49条</u> 略 <u>第8章</u> 略 (刑罰) <u>第50条</u> 略 <u>第51条</u> 略 <u>第52条</u> 略 <u>第53条</u> 略